

令和6年
第11回定例会議事録

令和6年11月13日

泉大津市教育委員会

令和6年11月13日(水)午前10時より令和6年第11回泉大津市教育委員会会議定例会を泉大津市役所3階予備室に招集した。

出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

出席事務局職員

教育部長	鍋谷 芳比古
教育部教育政策課長	大塚 和弘
教育部指導課長	藤谷 考志
教育部生涯学習課長	中山 裕司
教育部スポーツ青少年課長	大和 宏行
健康こども部参事兼こども育成課長	里見 崇
教育部教育政策課	三上 達朗
教育部教育政策課	高岡 愛

案件

日程第 1 議案第46号 学校教育における熱中症対策ガイドラインの
制定について

日程第 2 報告第26号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

議事録署名委員

教育委員 西尾 剛

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

会議の顛末

○竹内教育長 令和6年第11回教育委員会会議定例会の開会宣言

○令和6年第10回教育委員会会議定例会議事録承認

△日程第1 議案第46号 学校教育における熱中症対策ガイドラインの制定について

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、近年の暑さ指数の現状や、熱中症予防のための運動指針等を含め、学校における熱中症事故防止と熱中症発生時の対応について、重要なポイントをまとめるため、必要な事項をガイドラインとして定めるものでございます。

根拠法令等としましては、文部科学省からの通知である、「学校教育活動等における熱中症事故の防止について」に添付されております、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」におきまして、「この手引きは、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症対策に係る学校向けの熱中症対策ガイドライン等の作成・改訂に資することを目的として作成したものである」とあることから、学校向けのガイドラインを定めるものでございます。

制定内容としましては、別冊のガイドライン案をご覧ください。まず2ページから4ページにかけては、熱中症の起こり方、熱中症を引き起こす要因、熱中症の症状・重症度分類から熱中症についての基礎知識を示しております。

熱中症事故防止のためのポイントといたしまして、まず5ページでは、熱中症予防のための運動指針を記しております。暑さ指数が28度以上の場合においては、激しい運動は中止するなど活動内容の制限を求め、暑さ指数が31度以上の場合においては、運動は一旦中止し、健康観察を行った上で、活動を完全に中止する、活動場所を以下の内容のように変更を行って再活動するといった判断と、再活動する際の対応等について周知しております。

6ページでは、環境省から発表されております、熱中症警戒情報について示されておまして、中でも、熱中症特別警戒アラートは、令和6年度から運用が開始されたものとなっております。

また7ページには、指数計の使い方、8ページは熱さ指数が31度を越えたときにどう対応したかを記録する表などのサンプルを示しております。

施行期日といたしましては、ガイドラインのホームページの公開の日からとなっております。

◆教育委員（奥健一郎）実際に熱中症になった場合の対応についても書かれていますが、その辺りをきっちりマニュアル化する制度ではないのでしょうか。

◎指導課長（藤谷考志）このガイドラインとしては、予防の対応のためのものになっており、熱中症になった場合は直ちに搬送するなどの対応を適正に行うということになっております。

◆教育委員（奥健一郎）熱中症になった時にすぐに対応することが1番なので、その点が書かれていないのがどうかと思います。

◆教育委員（西尾剛）9ページの運動指針に乾球温31度以上、WBGT28度以上は嚴重警戒ということで、激しい運動は避ける（ダッシュの繰り返し・持久走など）とありますが、激しい運動が何かわからないです。夏の暑い日だと大体31度は超えると思うんですが、例えばサッカーやバスケットなどは激しい運動になるのでしょうか。野球とかは激しい運動ではないのかと思いますが、何が激しい運動にあたるのでしょうか。

◎指導課長（藤谷考志）まず、気温が31度の時にWBGTが28度になるという

ことではなくて、WBGTは図る場所によって全然違いますので、例えば、芝生の上だと31度になることはなかなかないです。大体のその気温でそれくらいのWBGTになるということです。

- ◆教育委員（西尾剛）大まかに考えるとWBGT28度は気温31度に相当するということですよね。だから気温が31度以上だと厳重警戒レベルになる可能性が高いということです。7月、8月に運動場で気温を計ると31度を超えることがほとんどだと思います。そうなる激しい運動を避けるということだったら、サッカーはダメなのか野球はいいのかとか具体的にできる運動とできない運動をガイドラインみたいな形ではっきりさせないとよく分からないんじゃないかと思います。

また、5ページに厳重警戒段階に入ると10分～20分に一度の健康観察・水分補給とありますが、実際10分～20分おきに皆を集めて健康観察をすることは集団スポーツなどでは困難ではないかと思うんです。なのでもう少しこのスポーツは原則ダメですよと細かに決めておかないと、先生の主観で判断が分かれて、実際熱中症になった時に、このガイドラインを守ってないんじゃないかとなる気がします。

- ◆教育委員（奥健一郎）ですので先ほど申し上げたように、警戒レベルでも熱中症になる子はなるので、ガイドライン関係なく熱中症かなと思ったらすぐに処置するということが大事だと思います。

- ◆教育委員（西尾剛）おっしゃるとおりなんですけど、このようにガイドラインを決めると事故が起きたときにガイドラインを守ってるか守ってないかだけが問題になって、守ってないとその教師の責任が問われるわけです。なので、教師として一律に守れるようにしておかないと、31度を超えたら10分～20分おきに健康観察してというのは、事実上サッカーとかは不可能じゃないかと思うんですが。

- ◆教育長（竹内悟）WBGTが入って7年ぐらいになりますが、入った当初から西尾委員がおっしゃっているサッカーとか野球とか種目ごとではなくてその運動内容を示しています。例えば野球でキャッチボールは楽でベースランニングはしんどいとか、サッカーでもパス回しは楽で走りながらのシュート練習等はしんどいとかがあるので、そこで10分おきに集めて水分補給をさせる方が良いというのは部活動顧問や体育教員は全てわかってやっています。その状況で今まで進んでいるので、教育委員会がガイドラインで全スポーツについて書くことは不可能ですし、その点は徹底して継続して言っていけない部分かと思えます。

- ◆教育委員（西尾剛）実際10分おきに健康観察をしているのは知らなかったです。

- ◆教育長（竹内悟）健康観察と言っても水を飲むように言ってしんどい人や顔色が悪い人がいないか確認するレベルだとは思いますが、現実的にWBGTが31度を超えると10分～20分が限界だと思います。先生によっては状況を見て、日陰で休憩したりしているので、あえて運動ごとのガイドラインを出す必要性があるのか、逆にそのガイドラインに縛られてしんどくなるのではと思います。

- ◆教育委員（奥健一郎）ガイドラインはあくまでガイドラインで、熱中症の危険を察知したらすぐに動くということが1番大事だと思います。

- ◆教育委員（池島明子）私の大学では実技の授業が多いので、この暑さ指数の決まりができた時に、大学のホームページに毎日5時に出る警戒アラートを掲載して、担当教員やクラブ活動の責任者がそれを確認するというのをしていました。今年の夏は特に暑かったですが、暑さ指数31度を超えたことはなくて、厳重警戒がほとんどでした。厳重警戒の場合は先ほど教育長がおっしゃったように細かく

決め過ぎずに、こうゆう状況なので学校や先生は確認してくださいのような形に留めておいて、縛ってしまうと余計に大変だと思います。

- ◆教育長（竹内悟）要するに、教育委員会としてはこのガイドラインに沿ってやるというよりも、安全・安心のために子どもをしっかり観察してくださいと伝えることがメインになってくるかと思います。
- ◎指導課長（藤谷考志）8ページには、暑さ指数31度を超えた時の対応記録表がありますが、実際どのように対応したか、しっかりと記録に残すことが大切だと考えていまして、学校にも指導をしているところです。
- ◆教育長（竹内悟）31度を超えた場合でも実施するという判断をする先生は実際いないと思います。
- ◎指導課長（藤谷考志）実際するとなった場合は、運動場からエアコンがついている体育館に場所を移動するということになります。

※議案第46号可決

△日程第2 報告第26号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認いたしましたのでご報告するものでございます。

対象期間は令和6年10月1日から令和6年10月31日まででございます。内容につきましては別紙1をご覧ください。

申請件数は14件で全件を承認としております。番号7・10・13は新規団体及び新規事業でございまして、団体要件として国際奉仕や地域貢献、社会教育関係団体であること、事業要件として、それぞれ、認知症サポーターの養成、子育て支援、武道を通じて心身の鍛錬等の目的や内容が、教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、本市内で実施されることから、広く市民が参加できるもの、かつ、過去の事業実績から、主催者に事業遂行能力が認められると判断し、承認したものでございます。

番号14については新規事業でございまして、歴史と文化を巡るクイズラリーにより郷土愛を醸成するという目的や内容が、教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、本市内で実施されることから、広く市民が参加できるもの、かつ、過去の事業実績から、主催者に事業遂行能力が認められると判断し、承認したものでございます。

◆教育委員（奥健一郎）10番のソニー生命保険株式会社は本当に営利目的ではないのでしょうか。

◎教育政策課長（大塚和弘）営利目的ではないと確認はしておりますが、この点についてはこれまでも指摘をいただいております。マネー講座という趣旨でいきますと、1番の家計の講習会という内容の事業もあり、今回の10番については、営利目的ではないと確認はしておりますが、マネー講座という趣旨の事業を承認しないとするかどうかについて、より具体的に検討していきたいと考えております。

◆教育委員（西尾剛）申請団体や件名で差別するわけではありませんが、教育ということどこまでも広げていくと、際限がなくなってくると思います。隠れた営業という目的がはっきりしているものに対して教育委員会が後援するという事は、後援名義を安売りしていることになり、あまりにも広げ過ぎてしまうと行政や教育委員会に対する信頼性を損なってしまうと思います。ですので、あまり後援名義を広げるのではなく、一定の線を引かないといけないと思います。

◆教育委員(奥健一郎)これはソニー生命保険株式会社が開催するセミナーですか。
◎教育政策課長(大塚和弘)はい。この生命保険会社に限らず、過去、市内にあるボーリング事業者が実施するジュニアボーリング教室とか、あとは朝日新聞が主催する、頭がよくなる勉強方法みたいなセミナーなどがあります。申請団体を主眼に置いて、承認するのか、セミナー内容を主眼にするのか、そういったところの線引きってというのは、一定オートマチックにできないと、個人の判断で属人的になるとよくないと思いますので、そのあたりの線引きをどこまでできるかについて、より具体的に検討していきたいと思っております。

◆教育委員(澤田久子)お金についてはなかなか今まで、学校の教育の中で扱ってこなかったのが、色々なところがやってくれるのはありがたいですし、子どもたちも関心を持たないといけないので大事だとは思いますが、やはり営業などに繋がっていかないかということもやはり気になる場所ですし、そうすると申請団体を、どういう団体かによって切っていくというのが1つなのかなとも思います。官民連携とかもあるので、民が全てダメという訳ではないとは思ってるんですけど、基本的には申請団体が営利を目的にやっているような企業だったら承認しないという形にする方がいいのではないかと思います。

◆教育長(竹内悟)個人的な意見になりますが、今までの学校教育はお金に触れるのが小学校の低学年でお金の代わりに金券で買い物をする授業があるぐらいで本当にお金に触れることがありませんでした。でも、現実の世の中、子ども達も携帯を持っていて、LINEで1株から買えたりとか、それで大きな詐欺にあっていたりとかがたくさん出てきています。なので、あえて学校が教えられないことを、このような団体さんや企業が教えてくれていると思ってるので、今の時代には必要なのかなと逆に思っています。

◆教育委員(西尾剛)おっしゃる通り、お金に関することは今まで日本ではアメリカとは違って触れてこなかったのが、教育でそれは改めないといけないし、その通りなんですけれども、だからといってその隠れた営業という目的が見える保険会社そのものが出てきて、マネー教育をしますって言っても、本当にちゃんとお金に関する教育をしてくれるのか、それは名ばかりなばかりなもので、だからこそ保険に入ることが大事だというふうに持っていくんじゃないかという疑念が出てしまいます。

◆教育長(竹内悟)後援名義の申請を出してくる限りは、紐付で宣伝はついてくると思います。でも、先程大塚課長が言ったようにボーリングにしても、1回やって面白くて続けてやるということはあると思うのでそれも一緒ではないかと思えます。

◆教育委員(西尾剛)その程度だったらいいと思いますが、保険となると金額的にも大きく一度入ってしまうとずっと基本的にかかってしまうのでどうかなと思います。

◆教育委員(澤田久子)今、企業も、社会貢献が大事でその一環でやっていこうとしていると思うので、保険に入れということではないのかもしれませんが、あえて後援名義をつける必要があるのかなと思います。

◆教育委員(奥健一郎)澤田委員の意見に賛成なんですけど、確かに義務教育を出てニュースでやっている経済の金融政策の内容もわからないというのはおかしい話なんですよね。普通分かるべきですから、それをこのような会社が社会貢献としてやるのは本当にやっていただきたいし、企業の社会貢献はそもそもその企業の宣伝の1つというのが常識だと思います。

ただ、例えば〇〇投資を考える会という金融庁の認可を得ていない任意団体があって、その人たちがマネーセミナーを開催して投資に紐付けるということをする、それは詐欺にあたります。開催していただくことは全く問題ないですが、そのよう

な団体に対して後援名義をどこまで承認してどこからは承認しないかという線引きが問題ですね。

◆教育委員（西尾剛） お金に関するセミナーというやはり警戒心があって、教育委員会の後援名義があると、教育委員会がきちんと審査をしてくれ、暗黙のうちに保険に加入するように引っ張っていくような内容ではないということで一般市民の方としては信頼する。それがねらいで団体も後援名義を申請してくるんだと思いますが、教育委員会としても実際そこまで審査出来ないと思うので、個人の意見としては、もっと承認を縮小していく方がいいと思います。

◆教育長（竹内悟） これに関しては泉大津市だけの問題ではないので、府の教育教育長協議会等に一度問題提起を投げて、全市が足並みを揃えないとやりにくいですね。本市ではいつも後援名義について議論していますが、他市では全く議論していない市もありますし、逆にそこが大きな市だと、その市は承認が出ているのになぜ泉大津市は出ないんだということになりかねません。なので一度きちんと議論をする必要があると思います。

今回のソニー生命保険株式会社の分は内容を確認してくれたんですね。

◎教育政策課長（大塚和弘） はい。9月にも河内長野市の公共施設で同じようなセミナーを開催しており、河内長野市、大阪狭山市の教育委員会の後援名義を取っています。

◆教育長（竹内悟） マネーセミナーとは貯蓄についてですか。

◎教育政策課長（大塚和弘） 子育てに関するお金のことを学ぶ内容です。

◆教育委員（西尾剛） もし市民の方からなぜこの団体に後援名義を承認しているのかという苦情が仮にあった場合に、きちんと議論していますと言えるためにも、このように議論をすることは大事だと思います。

◆教育長（竹内悟） この件については、他の市町村とも話をしたいと思います。

◆教育委員（澤田久子） 1番の大阪友の会はどのような団体なんですか。

◎教育政策課長（大塚和弘） 全国友の会という団体があり、その大阪支部として大阪友の会があります。歴史は古く、1930年に成立しており、活動としては衣食住等の家事全般の家計、教育、環境問題等色々な分野を学び合って研究を深め、その学びを還元するという趣旨の講習会を開催しています。

※報告第26号終結

午前10時42分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員